

## 延長保育について

延長保育とは、保護者の就労形態や残業等、やむを得ない事情により保育時間を越えての保育を市長が認めた場合を延長保育と言います。

平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」により、延長保育の内容が変更となり、保育短時間認定の児童が8時間を越えての保育を必要とする場合にも延長保育として適用となります。

この保育短時間認定の児童に対する延長保育は、すべての公立の保育所が該当いたします。また、延長保育料についても、1回当たり（①朝、②午後、③開所時間外の①～③の各時間で加算）30分150円となり、延長保育時間に応じて30分毎150円が加算されます。

### ○ 延長保育実施保育所

- ・ 短時間保育認定の児童の延長保育実施保育所 ⇒ すべての公立保育所
- ・ 開所時間外延長保育実施保育所 ⇒ 蛇田・鹿又・須江保育所

### ○ 延長保育料

区分	延長保育料（単位：円）
1回当たり30分以内	150
1回当たり30分を超え1時間以内	300
1回当たり1時間を超え1時間30分以内	450
1回当たり1時間30分を超え2時間以内	600
1回当たり2時間を超え2時間30分以内	750

### ○ 延長保育の例

